

# 鳥取縣公報

## 教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第十六号

昭和二十四年度公立高等学校定時制課程、夜間課程及び別科の入学者選抜要項を次のように定める

昭和二十四年三月二十二日

鳥取縣教育委員會

昭和二十四年度公立高等学校定時制課程、夜間課程及び別科の入学者選抜要項  
昭和二十四年度公立高等学校定時制課程、夜間課程及び別科の第一学年入学者選抜要項は次の通りである。

一、募集学校及募集人員

学校名	課程	募集人員	備考
岩美実業高等学校	定時制課程	約二三〇名	
鳥法同	同	〃二七〇	

昭和二十四年三月二十二日  
号 外

火曜日

本書ノ大ニハ八國定規格A5内

鳥取東高等学校	同	〃一五〇
鳥取西同	夜間課程 商業別科	〃二〇〇 〃五〇〇 (女子)
青谷同	定時制課程	〃一八〇
八頭同	同 家庭別科 畜産〃	〃二五〇 〃三〇〇 (女子)
倉吉同	夜間課程 家庭別科	〃一五〇 〃五〇〇
倉吉農業高等学校	定時制課程 家庭別科	〃一五〇 〃五〇〇 (女子)
東伯高等学校	定時制課程 家庭別科 農業同	〃三七〇 〃五〇〇 (女子)
境同	定時制課程 夜間同 家庭別科	〃二五〇 〃二五〇 〃五〇〇 (女子)
養良農業高等学校	定時制課程 家庭別科	〃二〇〇 〃五〇〇 (女子)

米子東高等学校 定時制課程 〃二〇〇〇  
 夜間同 〃二〇〇〇  
 家庭別科 〃五〇〇〇 (女子)  
 同 同 〃五〇〇 (女子)

日野高等学校 定時制課程 〃三〇〇〇  
 家庭別科 〃五〇〇〇  
 農業同 〃五〇〇 (女子)

二、出願資格

- 1、新制中学校卒業生及併設中学校卒業生者
- 2、国民学校入学以來九ヶ年の課程を修了した者又はこれと同等以上の授業時数の課程を修了して新制中学校卒業と同等の学力ありと認められるもの。
- (イ) 師範学校予科一年修了者
- (ロ) 青年学校本科一年修了者及同等以上の者
- (ハ) 国民学校初等科修了を以て入学資格とする中等学校の第一学年を修了した者
- (ニ) 其の他文部大臣に於て新制中学校卒業生と同等以上の学力ありと認めたる者

三、出願手続

- 1、定時制課程、夜間課程及び各科の出願に關しては

学区制は適用しない。  
 2、志願者は入学志願者名票及び入学者選抜手数料を取揃えて出身学校に提出し報告書と共に出願期間内に提出するよう依頼すること。(青年学校出身者は現新制中学校を経由すること)

イ、入学志願者名票(用紙は本縣所定のもの)  
 ロ、入学選抜手数料一五〇円

3、志願者の出身学校長(青年学校出身者は前管理者或は新制中学校長)に出願期間内に報告書を志望する高等学校長(事務取扱者)宛提出すること。

4、各高等学校は入学志願者名票及び入学選拔手数料の領收証に代える。但し郵送を必要とする者は返信用封筒を準備のこと(宛先明記郵券貼付)

四、出願期日及場所

出願期日 昭和二十四年三月二十八日より四月三日迄  
 受付場所 各志望校

五、入学者選抜方法

- 1、入学志願者の学力検査を行ふため教育委員会に高等学校入学者学力検査委員会を設け志願者全員に對して同一問題により学力検査を実施する。
- 2、前項の学力検査は各志望校に於て実施し且受檢者個々の成績は各校に於て之を評定する。
- 3、入学者の選抜に當つて各高等学校は志願者の学力検査及び出身学校長から提出された報告書の各成績を綜合して決定する。

六、選拔期日及場所

- 1、学力検査期日 昭和二十四年四月六日午前九時
- 2、学力検査場所 本要項の第一の各募集学校
- 七、入学許可者発表

昭和二十四年四月七日

(各学校毎に自校入学者を発表し本人には通知せず)

八、注意事項

- 1、入学志願者名票及び報告書用紙は各募集学校に準備してあるから交付を受けること。
- 2、選抜検査受験場には必ず受験証票を持参すること。

3、既納の入学選抜手数料はいかなる理由があつても還付しない。  
 4、志願についての問合せは最寄の募集学校で尋ねること。